

令和8年度

# 教育行政運営方針

市川市教育委員会

演説に先立ち配布用として作成しましたので、当日の演説と表現その他に差異がありますことをご了承ください。

本日、令和8年2月市議会定例会の開催に際し、教育委員会を代表して、新年度の教育行政の運営に臨む所信の一端を述べさせていただきます。

## はじめに

現在、国の中央教育審議会では、次期学習指導要領の改訂に向けた審議が進められており、基本的な考え方として、「生涯にわたって主体的に学び続け、多様な他者と協働しながら、自らの人生を舵取りすることができる、民主的で持続可能な社会の創り手を「みんな」で育むため、①「主体的・対話的で深い学び」の実装、②多様性の包摂、③実現可能性の確保の3つの方向性を踏まえて議論を行う」ことが示されました。

また、令和6年度の全国における小中学校の不登校児童生徒数は、約35万人と過去最多となりました。誰一人取り残さない学びを保障することがより一層求められています。

一方、本議会に提出されている「市川市総合計画2050」では、都市将来像を具体化するための基本的な施策を定めており、教育委員会に関する施策の目標として主なものは、

- ・「こどもの教育」では、「すべてのこどもたちの学びが保障され、一人ひとりの可能性を広げるための環境の実現」
- ・「社会教育」では、「誰もが生涯を通じて学び続けられる環境を提供できるまち」
- ・「歴史・文化的資産」では、「地域の貴重な歴史や文化的資産を次世代へ継承するまち」

を目指すことを掲げています。

「市川市総合計画2050」で掲げる将来都市像の実現に向け、学校教育や社会教育、文化財保護などに関わる個々の施策を推進していきます。

## 教育行政運営の基本方針

市長と教育委員会で構成される総合教育会議において、「市川市教育振興大綱」を更に推進するための施策の具体化に向けた協議を進めてきた結果、令和7年11月に市長が「市川市教育振興大綱具体化パッケージ」を策定しました。

これを踏まえ、教育委員会では、教育の振興を図るため、令和7年12月に、「令和8年度教育振興重点施策」を策定しました。

また、令和7年9月に、令和6年度の活動状況と「第4期市川市教育振興基本計画」に基づく事業の取り組みなどを対象に、事務の管理と執行の状況について「点検・評価報告書」をまとめました。

その上で、新年度における教育行政運営に向けた基本的な方針は、次の2点といたします。

- ・「令和8年度教育振興重点施策」に基づく具体的な取り組みの推進
- ・「第4期市川市教育振興基本計画」の点検・評価結果等を踏まえた取り組むべき教育行政課題への対応

であります。

## 重要な施策

この基本方針のもと、新年度に重点を置く施策について、次の6つの方向性を示して述べさせていただきます。

### (1)「中学校卒業まで」学びの連続性の全校展開

1つ目は、「『中学校卒業まで』学びの連続性の全校展開」です。

高校や社会につながる充実した人生の基盤づくりには、中学校卒業までつながる学びを実現することが重要であり、市立学校全体で小中一貫教育を進める必要があります。

その中核を担うものとして、総合的な学習の時間、国語、英語を一体的に行う教科「(仮称)言語探究科」の新設に向け、探究的な授業の中で、読解力とコミュニケーション能力を相乗的に育成するなど、主体的・対話的で深い学びの実装に向けた準備を進めます。その際、市立学校全体での小中一貫教育として取り組むべく、学校と一緒に、子どもたちの将来にとって意義のあるものを作り上げていきます。

社会全体で子どもの健やかな成長を切れ目なく支えるためには、市立学校全体で小中一貫教育を進めるとともに、学校運営協議会の体制整備が必要です。

そこで、中学校ブロックでの一体的な学校運営を進めるため、学校単位から、中学校ブロックで一つの学校運営協議会の設置を進めます。

また、幼稚園、保育園、認定こども園、小学校、中学校等の関係者が他の学校種の学校運営協議会に参画することを推進します。

質の高い教育を提供するため、各学校のタブレット端末の更新や通信ネットワークの改善を図ります。また、普通教室・特別教室のエアコンの更新・設置、避難所となる体育館にもエアコンを設置します。そして、宮田小学校の建て替え工事に着手します。

## (2)誰一人取り残さない学びの保障

2つ目は、「誰一人取り残さない学びの保障」です。

多様性を包摂する学校教育を実現するためには、すべての子どもが学ぶことができる支援体制や教育活動の充実が重要です。

特別な支援が必要な子どもたちに対しては、教育的ニーズに応じた適切な指導・支援と環境の整備を行います。また、外国籍児童生徒等に対しては、支障なく学校生活を送り、授業を理解する上で必要な日本語能力を身に付けられる日本語指導の充実を図ります。

不登校児童生徒に対しては、本年度から全校設置した「校内教育支援センター」の取り組みを継続するとともに、優れた取り組みを周知徹底することで、支援の充実を図ります。また、行徳地区に「サポートルームふれんど市川」の分室を設置することにより、市内2か所で支援します。

## (3)世界につながる市川版英語教育

3つ目は、「世界につながる市川版英語教育」です。

グローバル化の進展により国外に出ていく機会が増える一方、市内でも外国人の方と接する機会も増えてきています。このような中で、子どもたちが世界で活躍できる素地を作ることが重要です。

そこで、新年度から、「教育課程柔軟化サキドリ研究校」に指定される見込みの小学校において、ネイティブスピーカーであるALTを配置して、小中一貫の英語活動・英語教育に取り組みます。これを通じて、小学1年生から中学3年生までの9年間で児童生徒につけたい力を明確に提示した、市川市独自のCAN-DOリストを策定します。

#### (4)乳幼児期からはじまる読書環境の充実

4つ目は、「乳幼児期からはじまる読書環境の充実」です。

読書活動は、言葉を学び、感性、表現力、創造力などを培う上で欠かせないものです。

そこで、中央図書館の図書資料や情報を学校と共有するとともに、学校図書館の整備や読み聞かせの方法など図書館司書が学校司書を支援すること等を通じ、図書館が持つ専門性を活かした学校図書館の支援を進めます。

#### (5)心も体も健康的な子どもを育む環境整備

5つ目は、「心も体も健康的な子どもを育む環境整備」です。

子どもたちに豊かな心と健やかな体を育成するためには、安全で安心を実感できる仕組みや環境を整え、多様な活動を行うことができる機会を創出することが重要です。

国では、新年度から、小学校段階での学校給食費にかかる保護者負担の軽減策が実施される予定ですが、市川市では、令和5年から、国に先駆けて、市立学校全校での給食費無償化を進めてきました。そのため、新年度も引き続き、保護者に負担を求めることなく給食費無償化を継続するとともに、食材の価格高騰にも対応し、給食の質と量を確保します。

また、昨今の学校への不審者侵入事件の発生を踏まえ、小学校などに電子錠の導入を進めます。

放課後保育クラブと放課後こども教室については、家庭環境を問わず、児童の放課後活動の充実を図るため、両事業の更なる連携促進も含めて、令和9年度以降の委託先のあり方の検討を進めます。

また、中学校の運動部活動・文化部活動の地域展開については、国が示す方向性にも対応して段階的に推進します。

#### (6)人生を豊かにする生涯にわたる学びの基盤づくり

6つ目は、「人生を豊かにする生涯にわたる学びの基盤づくり」です。

文化財の保存や活用に関わる活動を含め、文化や芸術などを通じた豊かな心身の育成は、個人のウェルビーイングを向上させ、学びを通じた「人づくり・つながりづくり・地域づくり」の循環は、地域全体のウェルビーイングを向上させます。

そこで、次世代の学びを推進し、多様なニーズに対応する教育機会を拡充するため、社会教育活動への子ども・若者の参画を促し、社会教育人材の発掘・確保に努めます。また、公民館に学習スペースを設け、多世代の新たな交流の場を提供することで、若年層を中心に社会教育への関心や参画を広げた、新しい地域づくりの振興を図ります。

さらに、国指定史跡である下総国分寺跡と曾谷貝塚を地域で活かし、次世代に確実に伝えるため、計画に基づき史跡整備に向けた取り組みを進めます。

以上、新年度における重要な施策とさせていただきます。

## むすび

新年度から、学校における働き方改革を一層推進するため、いわゆる「給特法等一部改正法」が令和8年4月に施行されます。この法律の中で、教育委員会は、教員の業務量の適切な管理と健康・福祉を確保するための計画の策定と公表が義務付けられるとともに、計画の内容や実施状況について総合教育会議への報告が義務付けられます。

また、新年度は、市長が新たな「市川市教育振興大綱」を策定することが想定されます。

そのため、今まで以上に、総合教育会議を通じて、市長と一層の協議・調整を図りながら、子どもたちの育ちや学びに責任を持ち、市民や若者による社会教育活動や文化財の保存・活用などを進めます。

そして、施策の推進にあたっては、学校と一体となって取り組むとともに、家庭や地域など様々な関係者との連携や協働を進めます。

市民の皆様及び議員各位のご理解とご支援をお願い申し上げまして、新年度の教育行政運営方針といたします。